

保険医療機関等の遡及指定及び機能移転の取扱いについて

(令和 8 年 6 月 5 日保医発 0605 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知) 抜粋

機能移転の可否の判断基準

項目	具体的な判断基準
【現に診療中の患者の引継ぎ】	◎ <u>以下に該当すること。</u> □ 移転元医療機関の入院患者への診療が、移転先医療機関において引き続き行われること
【職員の引継ぎ】	◎ <u>以下のいずれかを満たすこと。</u> □ 移転元医療機関で、移転しようとする診療機能に係る診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね 5 割以上（小数点以下切り捨て）、又は常勤・非常勤医師のうち、「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね 5 割以上に相当する医師が、移転先医療機関において引き続き雇用され診療にあたること □ 上記を満たすことが原則であるが、満たさない場合においては、移転先医療機関において当該診療機能を担う医師の診療経験や、医師以外の職員が引き続き雇用されるかどうか等を勘案し、機能移転日から診療実態に変更がなく直ちに十分な機能を果たすことができると認められること
【地域医療構想調整会議等における議論】	◎ <u>以下に該当すること。</u> □ （病院・有床診療所の場合）必要に応じて、地域医療構想調整会議等における当該事例に係る議論を経て、医療法上の変更が行われていること